



月刊 千葉労働動力

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番
(公) 043 (222) 7207 番

98.7.27 No. 4823

勝浦運転区 廃止差別事件

胜利的に結審！！

の内容になって異動

七月二一日、一三時から、千葉地労委において、「勝浦運転区廃止差別事件」の第一九回審問が行なわれ、田中書記長に対する会社側反対尋問が行なわれた。

反対尋問では、鴨川車掌支区の車掌が全て平行移動しているのは、車掌の小集団活動参加率が八〇%以上であるため、東京からの送り込み五名のうち一名が車掌経験者であるとして尋問を行なってきた。

しかし、こうした異動の基準をめぐっては、当時、団交の中でさんざん追及してきたにもかかわらず一切明らかにせず、地労委の審問が行なわれるまで全く明らかにしなかった会社の異常な姿勢が、逆に明らかにしてしまつた。

JR総連と結託した 不当労働行為は明らか

また、鴨川運輸区が設置された後の乗務率について三%減っていることについて、外房線の一二〇キロ運転になったことによりハンドル率が減つたのでは

ないか、ハンドル率が減れば運転士としては楽になるのではな

いか、などとしてきた。

しかし、曲線やポイントの制限等があり一二〇キロで運転する場所は多くないこと、ハンドル率が減れば確かに運転士は楽になるという面はあるが、鴨川く千葉く東京を通して運転することになるので、逆に肉体的にはきつくなり、結局、鴨川運輸区設置は全く非効率であること

勝利命令獲得へ 闘い強化しよう！

一九九五年五月末の勝浦運輸区廃止―鴨川運輸区新設の提案を前後して、外房の拠点である勝浦支部を解体することを目的にしてJR総連と結託し、一切に籍口を敷いて秘密裏に事を進め、団交ではウソの回答を行い続けてきたJRの不当労働行為は、あまりにも明らかである。本件地労委の結審を受けて、勝利命令獲得―勝浦運輸区の復活、運転保安確立、強制配転粉砕に向けて、職場での闘いをさらに強化しよう。

「津田沼配転差別事件」の命令 履行を求め、交渉(7/22)

七月二二日、千葉支社において、六月二四日付で千葉地労委が発した「津田沼支部配転差別事件」の救済命令履行を求める団体交渉が行なわれた。

動労千葉から命令の履行を求めて追及すると、「命令の効力が及んでいることは承知している」としながらも、会社の主張が認められなかったから中労委に再審査の申し立てを行ない、命令を履行する意志が全くないという不誠実な対応を行なってきた。

社会的にも、労働委員会制度を否定するJRの姿勢が指弾されていながらもかわらず、一件として命令を守ろうとしないJRの姿勢を絶対に許すことはできない。

団交の概要は次のとおり。

命令の効力は及んでいないか？

会社 回答読み上げ。この問題については、この間、団交でも対立になっていた。労働委員会でも会社の主張を述べてきたが受け入れられなかったもので、七月六日に中労委に再審査の申し立てを行なったところである。

組合 手続き上は地労委―中労委とできるが、地労委自体労働者を保護するために国が作った機関ではないか。しかも、労働委員会の使用者側の委員も不当労働行為と認めているのに命令を守らないこと自体おかしいではないか。

会 労働委員会命令の効力が及んでいることは承知しているが、会社の主張が認められなかった

ので中労委に再審査の申し立てを行なった。

組 「効力が及んでいる」ということは、法を侵しているという認識があるということか。

会 ルールとして中労委に再審査の申し立てを行なった。

「中立・誠実」？

組 二項の回答で「各労働組合に対しては、中立且つ誠実に対応している」と回答しているが、JR東日本の社長は「等距離外交を行なう考えはない」と言ったり「一企業一組合」と言っているではないか。

会 労組法に則って誠実に対応している。

組 現場では、会社が各組合に対して「中立」などは誰も思っていない。しかも、松田社長は「労働委員会は左翼崩れがやっている」などと発言しているが、会社として労働委員会を「左翼崩れ」だと思っているのか。

会 労働委員会は、制度上もきちんとしたものだと思うている。

組 それなら効力が及んでいる命令を履行すべきだ。そもそも不当労働行為が違法行為だという認識はあるのか。

会 地労委の立場として不当労働行為とみとめたもので、会社としてはケース毎に主張をおこなっているが、主張が認められなかった。